

港区立南麻布高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関する
基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日に締結した「港区立南麻布高齢者在宅サービスセンターの管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第51条の規定に基づき、次のとおり変更協定を締結し、令和6年10月1日から適用する。

1 原協定に次を加える。

第11章 自主事業
(自主事業)

- 第54条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任及び費用負担において、自主事業を実施することができる。
- 2 乙は、自主事業を実施する場合には、甲に対して業務計画書を提出し、事前に甲の承認を受けるものとし、必要に応じて甲乙協議する。
- 3 甲は、乙が自主事業を実施するにあたって、別途自主事業の実施条件等を定めることができる。
- 4 乙は、乙が実施した自主事業の収支を明らかにした書類を、毎月終了後、翌月の10日までに甲に提出しなければならない。

本変更協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年10月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号
港区
港区長 清 家 愛

乙 港区三田一丁目4番17号
社会福祉法人 恩賜財団済生会支部東京都済生会
支部長 杉 村 栄 一